○鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月28日規則第18号

改正

令和６年９月30日規則第19号

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

（趣旨）

**第１条**　この規則は、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第１の規則で定める事務）

**第２条**　条例別表第１の１の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

（１）　鳥羽市福祉医療費助成に関する条例（平成13年条例第５号）第４条の受給資格の認定及び更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

（２）　鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第５条の対象医療費の算定に関する事務

（３）　鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第９条の助成の決定に係る申請の受理、その申請内容に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

（４）　鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第10条の受給資格に係る変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

**第３条**　条例別表第１の２の項の規則で定める事務は、鳥羽の定住応援事業奨励金交付要綱（平成25年告示第118号）第７条の実績報告の受理、その実績報告に係る事実についての審査又はその実績報告に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第２の規則で定める事務）

**第４条**　条例別表第２の１の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（１）　鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第４条の受給資格の認定及び更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務　次に掲げる情報

ア　当該申請に係る助成対象者（鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第３条に規定する対象者をいう。以下同じ。）又はその配偶者、扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者をいう。）若しくは子ども（同条例第２条第５項に定める子どもをいう。）の保護者（同条例第２条第９項に定める保護者をいう。）（以下「配偶者等」という。）に係る住民票に記載された住民票関係情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第４号に規定する事項をいう。以下同じ。）

イ　当該申請に係る助成対象者又は配偶者等に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第５条第２項第１号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第１条第２項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

ウ　当該申請に係る助成対象者又は鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第２条第４項第１号に定める者を現に扶養している者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第４条第１項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ　当該申請に係る助成対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者の資格（以下「医療保険被保険者等資格」という。）に関する情報

（２）　鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第５条の対象医療費の算定に関する事務　次に掲げる情報

ア　当該助成対象者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

イ　当該助成対象者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

（３）　鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第９条の助成の決定に係る申請の受理、その申請内容に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務　次に掲げる情報

ア　当該申請に係る助成対象者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

イ　当該申請に係る助成対象者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

（４）　鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第10条の受給資格に係る変更等の届出の受理、その届出に係

る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務　次に掲げる情報

ア　当該申請に係る助成対象者又は配偶者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ　当該申請に係る助成対象者又は配偶者等に係る市町村民税に関する情報

ウ　当該申請に係る助成対象者又は鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第２条第４項第１号に定める者を現に扶養している者に係る児童扶養手当法第４条第１項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ　当該申請に係る助成対象者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

**第５条**　条例別表第２の２の項の規則で定める事務は、鳥羽の定住応援事業奨励金交付要綱第７条の実績報告の受理、その実績報告に係る事実についての審査又はその実績報告に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該実績報告を行う対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

（委任）

**第６条**　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

**附　則**

この規則は、平成28年１月１日から施行する。

**附　則**（令和６年９月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。